

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和二年七月六日